

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 七年 七月 三十日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
青い海公園クリニック	青森市安方一丁目一〇三―二	令和七年八月一日
近江整形外科	弘前市大字山下町四―一	令和七年八月一日
医療法人 兼平医院	黒石市市ノ町一八	令和七年八月一日
みちのくクリニック	むつ市十二林一七番一号	令和七年八月一日
須藤医院	平川市柏木町藤山三七―五	令和七年八月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 七年 七月 三十日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大澤歯科医院	青森市大字羽白字沢田四四―八	令和七年八月十五日
川村歯科医院	弘前市野田一―六―二	令和七年八月二十七日
松山歯科医院	弘前市富田三丁目一―一	令和七年八月一日
医療法人 愛歯会 黒田歯科医院	三沢市幸町一丁目二―二三	令和七年八月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 七年 七月 三十日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さいとう調剤薬局 松原店	弘前市大字松原西二―二―一	令和七年八月一日
つつみの薬局	八戸市根城一―一四―一	令和七年八月一日
ファルマ 一ツ谷薬局	五所川原市字一ツ谷五〇八―九	令和七年八月一日
パステル薬局	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田五―三	令和七年八月一日